

⑥「教員組織の編制方針」

制定 2020年12月2日

東海大学は、建学の精神に則り本学の使命と教育理念に従って、大学及び大学院学則の定める目的を達成するために、学部及び研究科等の教員組織の編制方針を次のとおり定める。

1. 大学設置基準及び大学院設置基準に従い、大学及び各学部・学科、大学院各研究科の理念・目的、教育目標等を達成するために必要な規模の教員組織を編制する。
2. 国内外に広く人材を求めるとともに、男女共同参画の基本理念やダイバシティの重要性に配慮し、教員の多様性を確保する。
3. 学部・学科においては、「教育課程の編成・実施の方針」に基づき、教員の専門分野、職位構成及び年齢構成に配慮し、均衡のとれた教員組織を編制する。
4. 大学院研究科においては、「教育課程の編成・実施の方針」に基づき、基本的に学部所属教員の中から、「東海大学大学院教員資格審査基準」に定める研究指導及び講義担当能力を有する教員により編制する。
5. 教員の募集、採用については、テニュアトラック制度を基調とし、教員資格及び昇格については、「学校法人東海大学教職員任用規程」、「東海大学教員資格審査委員会規程」及び「東海大学教員資格審査基準」等の規程・基準に則り、公正かつ透明性のある選考・審査を担保する。
6. ファカルティ・デベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を図る。

以上